

麴町三番町マンション建替組合の  
設立認可の告示について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、麴町三番町マンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

千代田区長 樋口 高 顕

- 1 組合の名称  
麴町三番町マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称  
麴町三番町マンション
- 3 施行マンション及び施行再建マンションの敷地の区域  
東京都千代田区三番町9番1
- 4 事務所の所在地
  - (1) 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ9階 三菱地所レジデンス株式会社内
  - (2) 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング5階 旭化成ホームズ株式会社内
- 5 設立認可の年月日  
令和8年3月30日
- 6 事業施行期間  
令和8年3月から令和17年10月まで（予定）
- 7 事業年度  
組合の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、最初の事業年度は組合設立の日から令和9年3月31日までとする。
- 8 公告の方法等  
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。  
権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限は、公告があった日から起算して30日以内とする。